

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第206号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 2第4号区分の項第9号, 第6号区分の項第9号, 第7号区分の項第10号,  
第8号区分の項第9号及び第9号区分の項第10号中「以後」の右に「平成26年3月以  
前」を加える。

附 則

この規則は, 平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)